

東員町公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月
(令和 6 年 3 月改定)

東 員 町

目 次

第1章	はじめに	1
1.	背景と目的.....	1
1.1	国の動向.....	1
1.2	本町の取り組み.....	1
1.3	目的.....	1
2.	計画の位置付け.....	2
3.	対象施設.....	3
3.1	公共建築物.....	3
3.2	インフラ施設.....	3
4.	計画期間.....	3
第2章	現状と課題	4
1.	本町の概要.....	4
1.1	本町の概況.....	4
1.2	人口動向.....	7
1.3	財政状況.....	8
2.	本町の公共施設等.....	10
2.1	公共建築物.....	10
2.2	土木インフラ施設.....	14
3.	将来の更新及び改修コストの推計.....	17
3.1	公共建築物の更新費用推計.....	17
3.2	インフラ施設の更新費用推計.....	18
3.3	公共建築物及びインフラ施設の更新費用推計.....	21
第3章	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	22
1.	総合管理計画策定についての基本的な方針.....	22
1.1	公共施設等マネジメントの課題整理.....	22
1.2	公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	24
1.3	総合管理計画策定についての基本的な方針.....	26
2.	実施方針.....	27
2.1	点検・診断等の実施方針.....	27
2.2	維持管理・補修・大規模改修・更新等の実施方針.....	28
2.3	安全確保の実施方針.....	28
2.4	耐震化の実施方針.....	28
2.5	長寿命化の推進方針.....	28

2.6 ユニバーサルデザインの推進方針.....	29
2.7 脱炭素の推進方針.....	29
2.8 統廃合等の推進方針.....	29
2.9 PPP／PFI活用の方針.....	30
2.10 余剰資産の利活用方針.....	30
2.11 地方公会計（固定資産台帳等）の活用方針.....	30
2.12 広域的な連携の取り組み方針.....	31
2.13 各種計画との連携について.....	31
2.14 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針.....	31
3. 全庁的な取組体制の構築及びフォローアップの実施.....	32
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	33
1. 公共建築物の管理に関する基本的な方針.....	33
1.1 行政系施設.....	33
1.2 町民文化系施設.....	34
1.3 子育て支援施設.....	35
1.4 学校教育系施設.....	36
1.5 社会教育系施設.....	37
1.6 スポーツ・レクリエーション系施設.....	38
1.7 公営住宅施設.....	38
1.8 その他施設.....	39
2. インフラ施設の管理に関する基本的な方針.....	40
2.1 道路（舗装）.....	40
2.2 橋りょう.....	40
2.3 上水道.....	41
2.4 下水道.....	41
2.5 公園.....	41
【参考資料】.....	42

第1章 はじめに

1. 背景と目的

1.1 国の動向

近年、高度成長期に一斉整備された公共建築物や道路等のインフラ施設が更新時期を迎えつつあり、これらの老朽化に起因する事故等が社会問題となっています。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図ると共に、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

このような状況の中、国においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を定め、平成26年4月には公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」を速やかに策定するよう、地方公共団体に対し要請を行いました。

1.2 本町の取り組み

本町では、人口の増加や行政需要の拡大等を背景に、主に昭和40年代から昭和60年代にかけて公共施設等の建設・整備が行われており、これらの施設は、年月とともに老朽化が進んでいるため、今後施設の更新等が必要になります。

また、財政状況は、少子高齢化の進行に伴い、公共施設等の維持管理や新設に必要な予算に比べ、社会保障に係わる予算が増加していきます。一方で、町民の多様なニーズに対応したサービス水準を維持する取り組みが必要と考えます。

本町では、限られた財源の中、町民のニーズに対応した行政サービスの提供、質の向上を実現していくために、現状の公共施設にかかるコスト情報と施設情報の両面から実態を把握し、課題を抽出したうえで、統一的・一元的な管理を実現するための管理運営方法（投資計画や行政組織等）を定め、公共施設のマネジメントを実施していきます。

1.3 目的

本計画は、公共施設マネジメントの実施に向け、平成26年4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下「総合管理計画策定指針」という。）及び令和5年10月までに示された指針の改訂内容等に基づき、「東員町公共施設等総合管理計画」において、公共施設等の管理に関する基本的な方針を定めようとするものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、本町の「第6次東員町総合計画」の下部計画として、総合計画に掲げる道路や橋りょう、上・下水道施設等の長寿命化や適正管理、公共建築物のマネジメントの推進等の取り組みを具体化するものです。

また、本計画は、公共建築物や橋りょう等のインフラ施設に係わる個別施設計画の上位計画として位置付けます。

なお、平成25年11月29日にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」及び平成26年4月22日に総務大臣から通知のあった「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により、体系上は地方公共団体における「行動計画」に相当し、本町の公共施設等の今後の維持管理等のあり方について基本的な方針を示すものです。

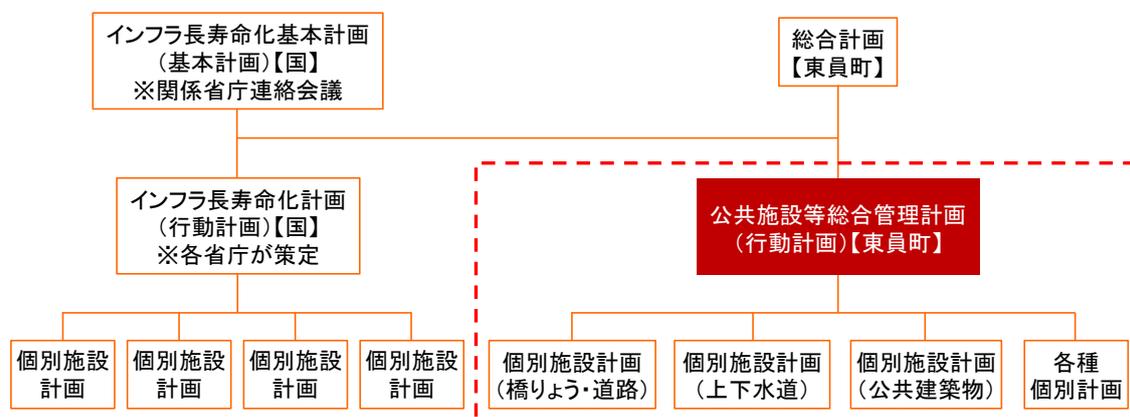


図 1.1 本計画の位置付け

3. 対象施設

3.1 公共建築物

公共建築物（インフラ施設に属するもの以外の施設）は下記の施設を対象とします。

行政系施設、町民文化系施設、子育て支援施設、学校教育系施設、
社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、公営住宅施設

※上記の分類は、総務省が公開している更新費用推計ソフトを参考にしています。

3.2 インフラ施設

インフラ施設は下記の施設を対象とします。

道路、橋りょう、上水道、下水道、公園

※ただし、国土交通省インフラ長寿命化の行動計画（平成 26 年 5 月 21 日）における対象施設の考え方を参考とし、原則として次のような施設を除くものとします。

（具体例）

- 自然災害や事故等の短期の外的要因に左右される施設（経年劣化によらない施設、例えば法面斜面・急傾斜地崩壊防止施設）
- 予防保全の効果が見込めない精密機械・消耗部材（例えば機側操作盤、無線通信機器）
- 財政にほとんど影響しない小規模の施設（渡り廊下、倉庫）等、本計画の趣旨に合わない施設

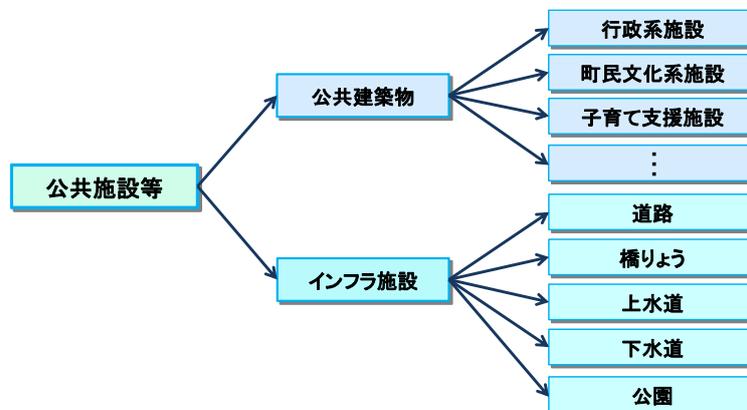


図 1.2 公共施設等の体系図

4. 計画期間

総合管理計画については、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討する必要があることから、令和 6 年度から令和 35 年度までの 30 年間とします。

なお、社会情勢や人口構成の変動等の動向を把握しつつ、また、個別施設計画の取組状況も踏まえて、計画期間途中にも適宜、内容の見直し、充実化を図るものとします。

第2章 現状と課題

1. 本町の概要

1.1 本町の概況

(1) まちの沿革

本町は、明治21年町村制実施以来、純農村として平和な歩みを続けてきました。昭和29年11月に町村合併促進法が公布されると、員弁郡のトップをきって神田村、稲部村、大長村の3カ所が合併して東員村となり、翌30年2月には久米村中上地区を編入、そして昭和42年4月に町制を施行し現在に至っています。

(2) 本町の位置

本町は三重県北部に位置し、桑名市、四日市市、いなべ市と隣接しています。また、名古屋市からは30km圏内にあります。



※図は「第6次東員町総合計画 2021-2030」より引用

図2.1 本町の位置

(3) 交通体系

本町の交通体系は、三岐鉄道北勢線・三岐線の鉄道各線とともに、国道 421 号・国道 365 号、県道四日市東員線などの幹線道路により構成されています。また、東名阪自動車道桑名インターチェンジに近いことから、名古屋市への高速直行バスが運行されているなど、名古屋市との関わりが深い地域です。

また、東海環状自動車道の東員インターチェンジが 2016 年 8 月に完成し、続いて北へ大安インターチェンジが 2019 年 3 月に完成しました。

東海環状自動車道（国道 475 号）は、三重県、愛知県、岐阜県の 3 県の都市を環状に連結し、新東名・新名神高速道路、伊勢湾岸自動車道、東名・名神高速道路や中央自動車道・東海北陸自動車道などと広域的なネットワークを形成する重要な幹線道路です。

(4) 地勢と自然

本町は、町の中央を員弁川が東流し、北部にゆくにつれ標高 100m 前後のゆるやかな丘陵を形成しています。東は桑名市、西はいなべ市、南は四日市市に隣接し、東西 5km、南北 7.3km、総面積 22.68 km²の行政区域を有する都市近郊農村です。

愛知と三重の県境に近く、名古屋市を中心とした半径 30km 圏内にあるという地理的優位性を生かし、昭和 40 年代より大規模な住宅団地の開発が行われ、町人口の約半数が生活する北部の住宅団地（笹尾・城山地区）が形成されています。

(5) 土地利用

<住宅地>

北部の笹尾・城山地区（西桑名ネオポリス・第 2 西桑名ネオポリス）では区画ごとに住宅が整然と建ち並び、密度の高い住宅地を形成しています。

また、神田地区や稲部地区では小規模な住宅開発が進んでいます。一方、南部の南大社、長深、中上などの集落では、伝統的な農村集落としての形態が今も保たれています。

しかし、県道菰野東員線沿いの穴太、鳥取、六把野新田などでは、商業地・工業地等が混在する地域となりつつあります。

<商業地>

本町には、商業が集積した、いわゆる中心商店街と言われる地区は存在しませんが、県道菰野東員線・国道 421 号沿いには大型スーパーやホームセンターなどが立地しています。今後、これらロードサイド型商業施設を核としつつ、三岐鉄道北勢線東員駅周辺などでも商業施設の建設が進んでいくものと考えられます。また、東員 IC 付近には大型ショッピングセンターなどの商業施設が立地しています。

＜工業地＞

大規模な工場については、工業専用地域・準工業地域に指定されている地域にほぼ集中しています。また、穴太地内には民間工業団地が進出しています。

しかし一方では、比較的小規模な工場等が住宅に混在するように町内全域に散在しています。

＜農地＞

本町の農業は、稲作を中心とした土地利用型農業を主体としており、町の中央部に広がっています。農用地及び農村集落等農村的土地利用は農業振興地域として確保しており、ほ場整備及び集落排水等の土地基盤整備はほぼ完了しています。

しかし、近年ミニ開発等による農業振興地域農用地区域外の農地転用が進んでおり、農地は減少しつつあります。農地の有効利用は、地域内の共通する問題であり、地域及び集落ぐるみで取り組む必要があります。

＜樹林地＞

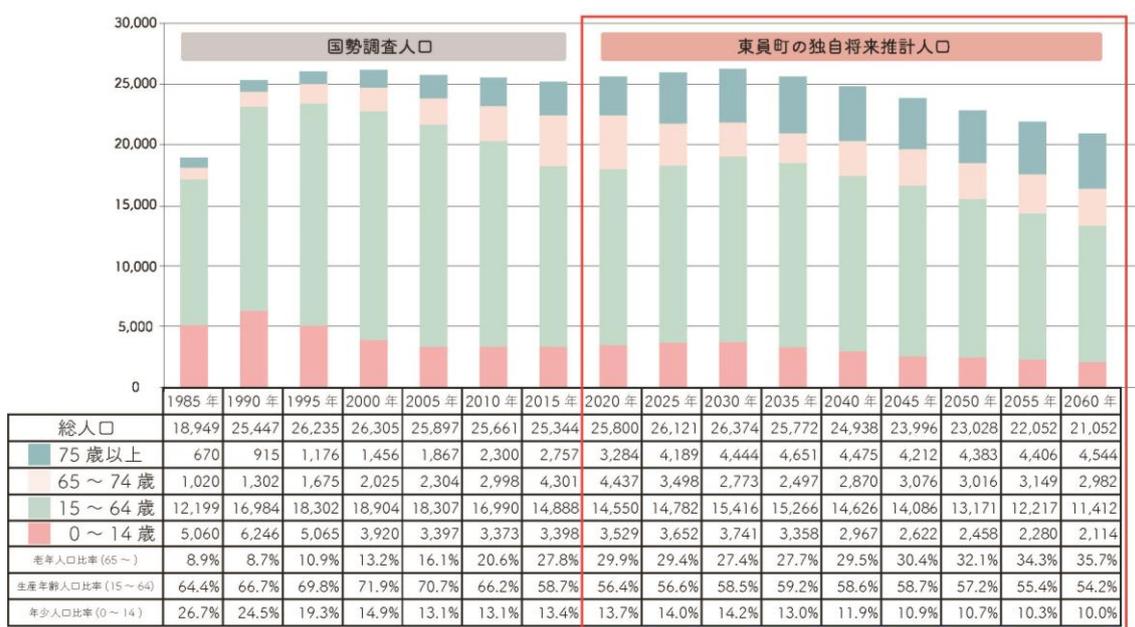
樹林地は北部の笹尾・城山地区周辺地域及び南部の丘陵地帯に多く分布していますが、大木集落のように集落のまわりを取り巻くように樹林地が存在しているところもみられます。

1.2 人口動向

(1) 年齢別人口の動向

本町では、生産年齢人口（15～64歳）が2000年まで増加を続けましたが、2005年に減少に転じ、現在まで減少が続いています。年少人口（0～14歳）は、1990年まで増加を続けましたが、1995年からは減少に転じています。老年人口は、一貫して増加を続けており、2005年には年少人口を上回っています。

また、本町の将来推計における総人口は、2030年まで増加する見込みですが、それ以降は減少傾向です。2060年の老年人口は、全体の35%以上になる見込みです。



※図は「第6次東員町総合計画 2021-2030」より引用

- ・国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）「日本の地域別将来推計人口（平成29年推計）」をベースに本町独自に人口の将来推計を行った。
- ・2020年の値は、2020年11月時点での国勢調査の集計値を踏まえ本町独自に算出。年齢構成の値は、住民基本台帳（令和2年9月末日）による人口の年齢構成を参考に算出。
- ・2015～2020年の推移を住民基本台帳の推移を参考にして、2030年まで続くと仮定。2035年以降は社人研推計に準じているが、5歳階級別に社人研推計で人口がマイナス算定となる階級の比率を50%にし、ゆるやかな減少とした。

図2.2 東員町の年齢4区分別人口の推移と将来推計

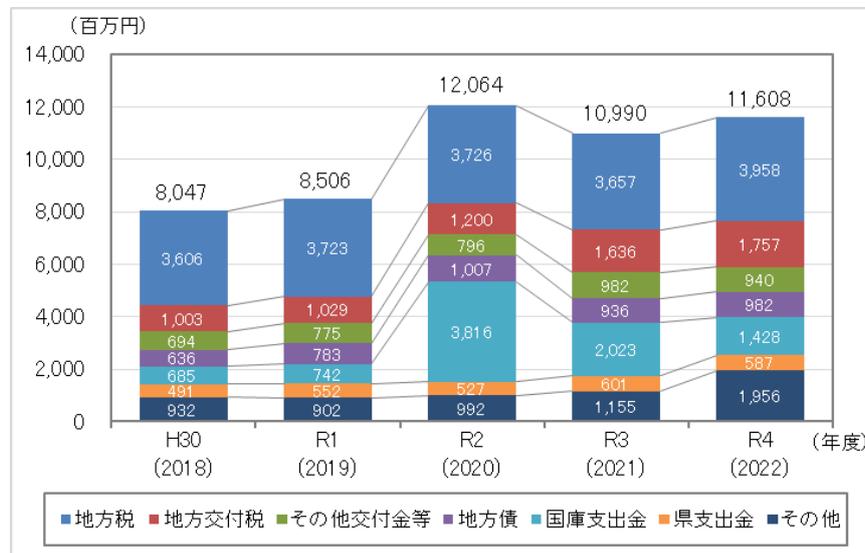
1.3 財政状況

(1) 歳入の状況

本町の財政規模（普通会計）は、直近5年間をみると80億円～121億円程度で推移しています。

歳入は、平成30年度の80.5億円以降増加傾向にあり、令和2年度は120.7億円まで増加しました。

地方税収入は、平成30年度に比べ、令和4年度は3.5億円程度（9.7%）増加しています。令和4年度の歳入内訳をみると、地方税34%が最も多く、地方交付税15%、国庫支出金12%、地方債9%の順となっており、これらで歳入全体の約割以上を占めています。



※合計は、各歳入項目の百万円以下を四捨五入して合算しています。

図2.3 歳入（普通会計）の推移

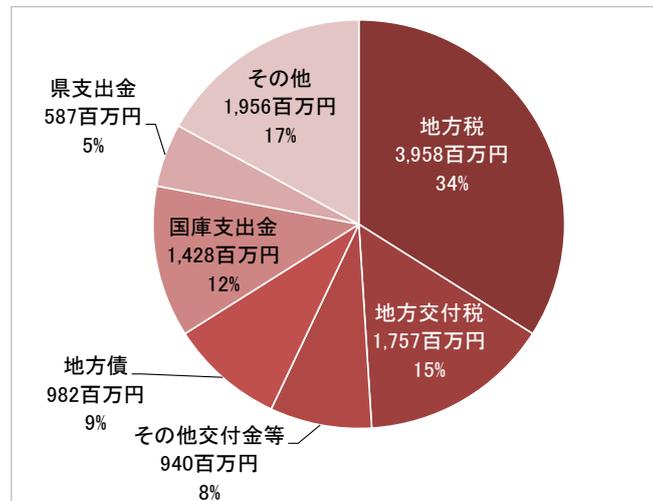


図2.4 歳入（普通会計）の内訳（令和4年度）

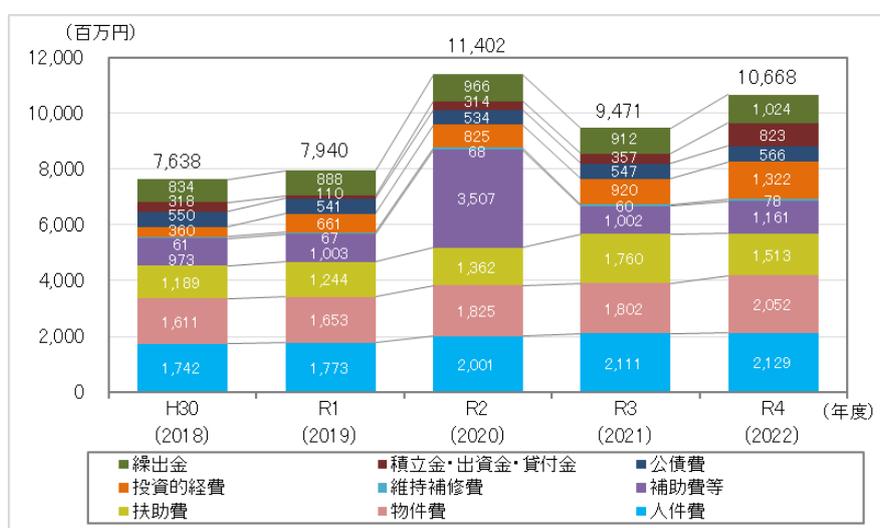
(2) 歳出の状況

歳出は、直近5年間では平成30年度の76.4億円が最も低く、令和2年度にもっとも増加し114.0億円となっています。

また、投資的経費は平成30年度以降増加傾向にあり、公共施設等の整備に要する費用の増加も要因と考えられます。

令和4年度の歳出内訳では、固定的に支出される義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割合は39%です。このうち扶助費と人件費は、平成30年度から令和4年度にかけて約2割増加しています。

今後、少子高齢化の進展とともに、扶助費等の増加傾向が続くと考えられます。



※合計は、各歳出項目の百万円以下を四捨五入して合算しています。

図 2.5 歳出（普通会計）の推移

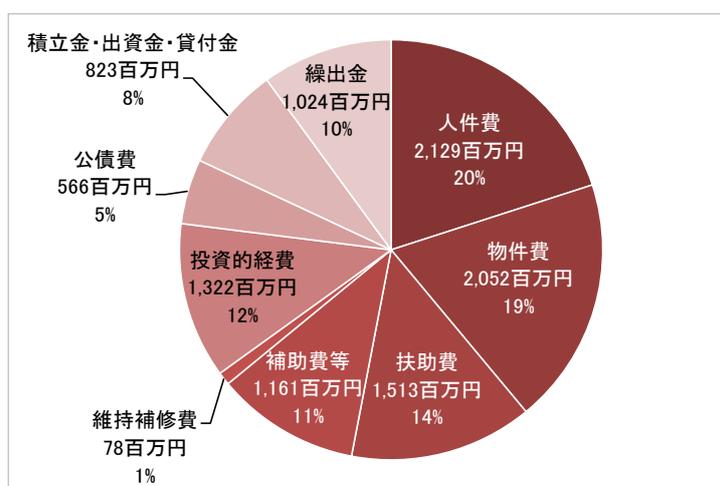


図 2.6 歳出（普通会計）の内訳（令和4年度）

2. 本町の公共施設等

2.1 公共建築物

(1) 公共建築物一覧

本町が保有する公共建築物について、表 2.1 に一覧表を示します。

表 2.1 公共建築物一覧 (1/2)

大分類	小分類	施設名称	施設数
行政系施設	庁舎	庁舎	1
		笹尾連絡所	1
	消防施設	第1分団	1
		第1分団(城山班)	1
		第2分団	1
		第3分団	1
	防災施設	第4分団	1
東員町防災倉庫		1	
町民文化系施設	交流施設	城山集会所	1
		笹尾・城山地域集会所	11
	文化施設	東員町総合文化センター ・付属棟(旧ブラムチャンネル局舎) ・陶芸教室 ・陶芸窯棟	1
		笹尾コミュニティセンター	1
子育て支援施設	保育園	東員町立東員保育園	1
		東員町立いなべ保育園	1
		東員町立みなみ保育園	1
		東員町立笹尾第一保育園	1
		東員町立笹尾第二保育園	1
		東員町立しろやま保育園	1
	子育て支援施設	キッズ東員1	1
		キッズ東員2	1
		稲部学童クラブ	1
		三和学童保育所	1
		学童クラブバンブーキッズ西	1
学校教育系施設	幼稚園	東員町立神田幼稚園	1
		東員町立稲部幼稚園	1
		東員町立三和幼稚園	1
		東員町立笹尾西幼稚園	1
		東員町立笹尾東幼稚園	1
		東員町立城山幼稚園	1
	小学校	東員町立神田小学校	1
		東員町立稲部小学校	1
		東員町立三和小学校	1
		東員町立笹尾西小学校	1
		東員町立笹尾東小学校	1
		東員町立城山小学校	1
	中学校	東員町立東員第一中学校	1
		東員町立東員第二中学校	1
給食センター	東員町学校給食センター	1	

※テニスコートやグラウンド等は、器具庫等の建物が管理の対象です。

※城山小学校と一体管理されている城山地区留守家庭児童会（ちきゅうクラブ）は、本計画には含まれていません。

表 2.1 公共建築物一覧（2 / 2）

大分類	小分類	施設名称	施設数
社会教育系施設	記念館・資料館	郷土資料館	1
スポーツ・レクリエーション系施設	体育施設	東員町スポーツ公園陸上競技場 ・陸上競技場 ・多目的グラウンド	1
		東員町総合体育館	1
		東員町武道館	1
		東員町中央球場	1
		東員町中央テニスコート	1
		城山球場	1
		城山テニスコート	1
		長深グラウンド	1
	公園施設	中部公園	1
公営住宅施設	町営住宅	東員町長深町営住宅	1
		東員町大木町営住宅	1
その他施設	保健福祉施設	東員町保健福祉センター	1
		東員町ふれあいセンター	1
	産業振興施設	東員共同福祉施設	1
	その他施設	東員町斎苑	1
		東員町資源ごみストックヤード	1
		地域ストックヤード	10
		旧笹尾交番	1
		旧 みどり文庫	1
飲食物販施設	1		

※東員町中央テニスコートと長深グラウンドについては、施設数に計上していますが、建物が存在していないため、延床面積やシミュレーションには含まれていません。

(2) 公共建築物の保有量

本町の公共建築物の延床面積は、令和5年4月1日現在で、88,323 m²になっています。施設種別ごとにみると、学校教育系施設が51,064 m²と全体の57.8%を占めています。次いで、スポーツ・レクリエーション系施設8,632 m² (9.8%)、町民文化系施設7,329 m² (8.3%) の順となっています。

また、本町の人口1人当たりの延床面積は3.41 m²/人であり、一般に人口1人当たりの延床面積が2.0 m²以上になると財政的に非常に厳しい状況となるといわれていることから、本町においても今後、公共施設の維持管理を適切に実施していくことが必要と考えています。

表 2.2 施設種別ごとの公共施設保有量

番号	施設種別	施設数	延床面積 (m ²)	構成比
1	行政系施設	8	6,617	7.5%
2	町民文化系施設	14	7,329	8.3%
3	子育て支援施設	11	4,849	5.5%
4	学校教育系施設	15	51,064	57.8%
5	社会教育系施設	1	180	0.2%
6	スポーツ・レクリエーション系施設	9	8,632	9.8%
7	公営住宅施設	2	2,686	3.0%
8	その他施設	18	6,966	7.9%
合計		78	88,323	-
人口1人当たりの延床面積		-	3.41	-

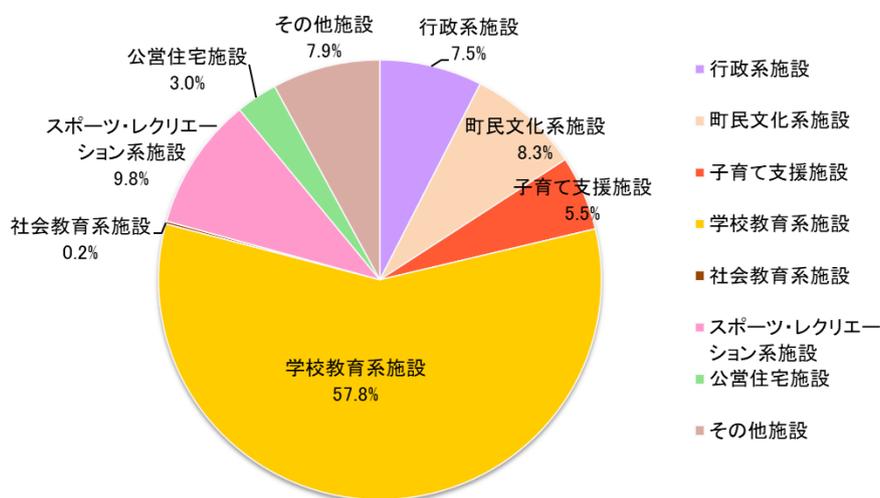


図 2.7 施設種別ごとの延床面積の割合

(3) 公共建築物の築年数

本町の公共建築物は、人口の増加に伴い昭和53年度～昭和59年度（1978年～1984年）頃に学校教育系施設が多く整備され、公共建築物の約80%が建設から30年以上、約13.9%が建設から20年～29年経過しています。築30年以上の建物の割合は、10年後には約93.9%、20年後には約99.4%にまで増加することが予想され、公共建築物の老朽化に合わせて、維持補修や更新等に多額の投資が必要となることを見込まれます。

また、新耐震基準（昭和56年（1981年）6月1日建築基準法施行令改正（新耐震））で建設された建物の延床面積は、61,110 m²（69.2%）となっています。

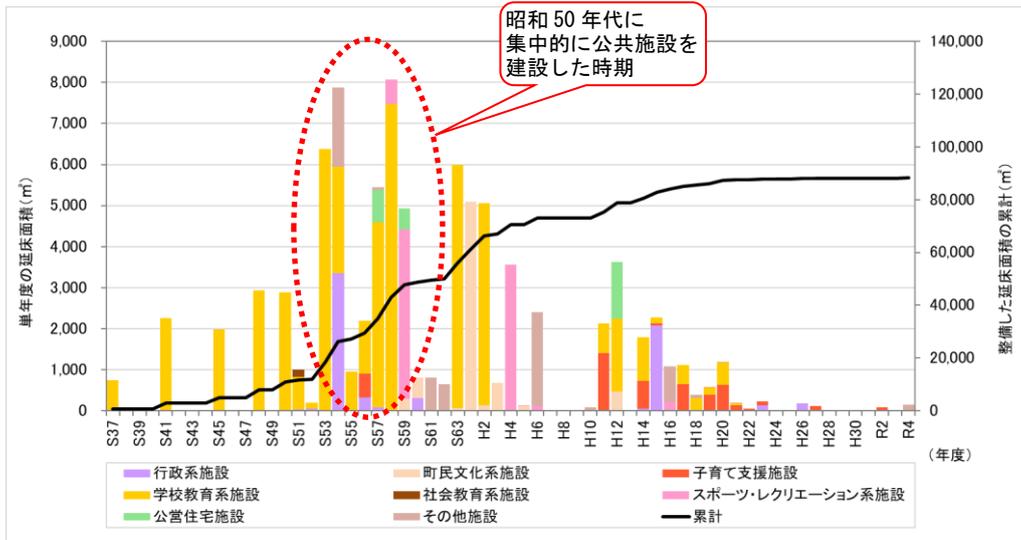


図 2.8 築年別整備状況

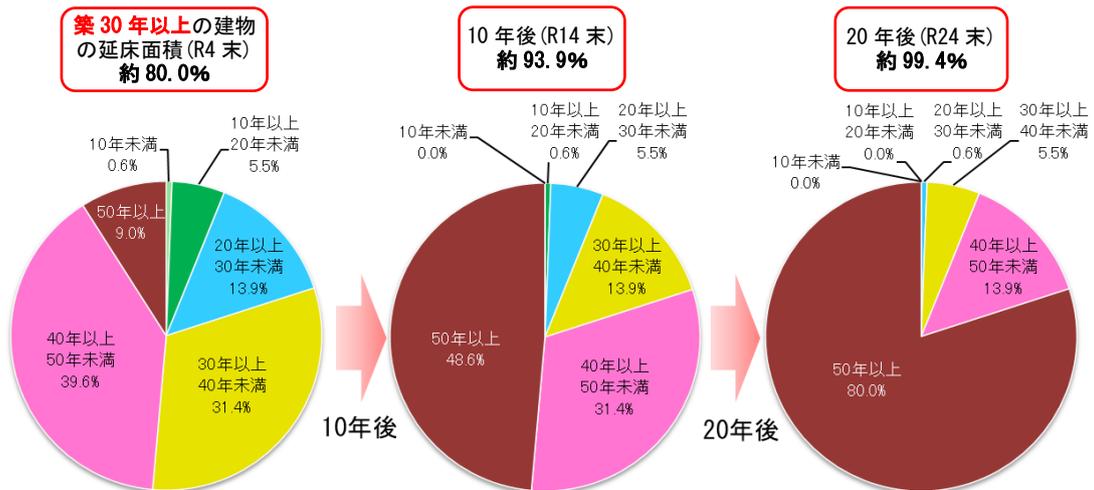


図 2.9 公共建築物の築年数

2.2 土木インフラ施設

(1) インフラ施設の一覧

道路、橋りょう、上下水道、公園の保有量を表2.3～表2.6に示す。

表 2.3 道路施設保有量（令和5年4月1日現在）

施設項目	種別	路線数	延長	面積	備考	
道路	車道	一級町道 ^{注1)}	18	25.9 km	149,405 m ²	
		二級町道 ^{注2)}	14	17.9 km	98,715 m ²	
		その他町道 ^{注3)}	684	188.5 km	680,047 m ²	
		合計	716	232.3 km	928,167 m ²	
	農道	199	45.8 km	171,399 m ²		
	歩道舗装	—	24.8 km	88,616 m ²		

表 2.4 橋りょう施設保有量（令和5年4月1日現在）

施設項目	種別	橋りょう数、施設数	面積	備考
橋りょう	車道橋	138橋	7,808.7 m ²	
	歩道橋	5橋	288.4 m ²	

表 2.5 上下水道施設保有量（令和5年4月1日現在）

施設項目	種別	延長・面積	備考
上水道	導水管 ^{注4)}	8.7 km	
	送水管 ^{注5)}	4.7 km	
	配水管 ^{注6)}	155.7 km	
	合計	169.0 km	
	上水処理施設等 ^{注7)}	10,957 m ²	9施設合計
施設項目	流域	延長	備考
下水道	北勢沿岸流域下水道 北部処理区 ^{注8)}	170.9 km	公共下水道

表 2.6 公園施設保有量（令和5年4月1日現在）

施設項目	公園種類	公園種別	箇所数	面積
公園	住区基幹公園	街区公園	32	67,098.9 m ²
		近隣公園	1	25,285.6 m ²
	都市基幹公園	総合公園	1	247,000.0 m ²

- 注1) 一級町道 : 主要集落とその集落と密接な関係にある他の主要集落とを連絡する道路です。
注2) 二級町道 : 集落同士を連絡する道路であり、その集落と密接な関係にある一般国道、県道、一級町道とを連絡する道路です。
注3) その他町道 : 上記以外の町道で、主に日常生活に必要となる生活道路などです。
注4) 導水管 : 原水を井戸から浄水場へ送るための管です。
注5) 送水管 : 浄水を配水施設に送るための管です。
注6) 配水管 : 浄水場のポンプで水道水を配水するための管です。
注7) 上水処理施設等 : 管理事務所、水源地管理棟、配水池、ポンプ場等です。
注8) 北勢沿岸流域下水道北部処理区 : 四日市市北部・桑名市・いなべ市・東員町・菰野町・朝日町・川越町の3市4町の汚水を処理する流域下水道です。

(2) 橋りょう施設

令和4年度末現在の橋りょう保有量は143橋です。橋りょうの総面積は8,097㎡であり、そのうち、架設年度が不明な橋りょうは、65㎡です。

昭和40年代後半から昭和50年代にかけて集中的に整備したため、耐用年数を60年とすると、今から16年後の令和21年には更新のピークを迎えることが予想されます。また、現時点で耐用年数に達した橋りょうは15橋あります。

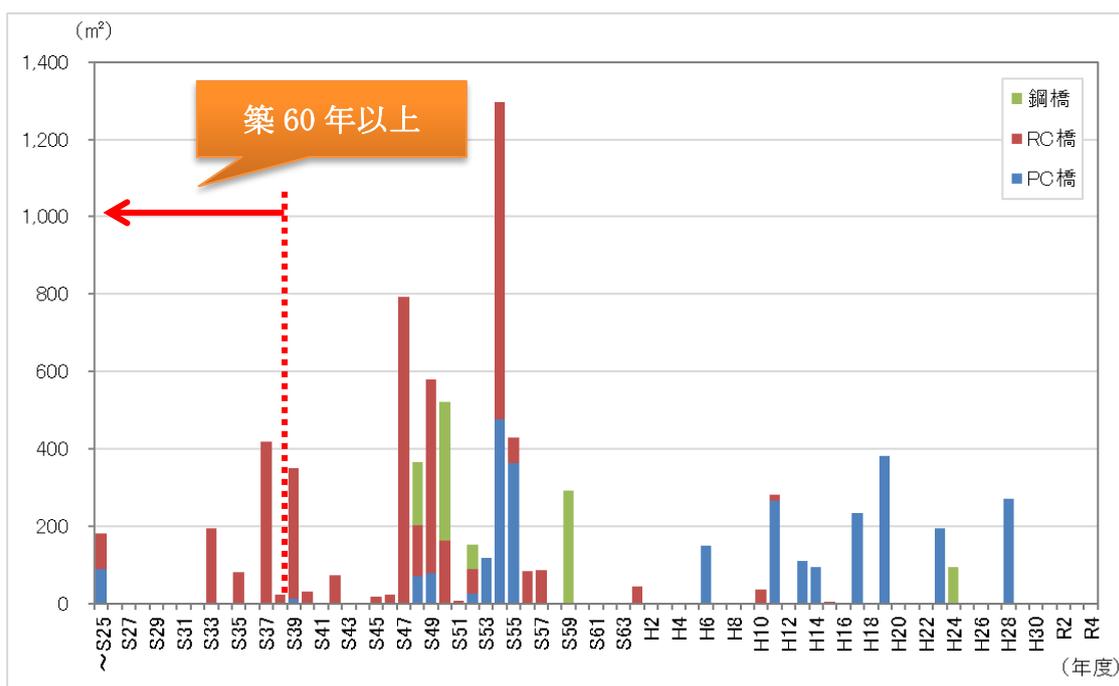


図2.10 築年別構造別整備面積

(3) 上水道施設

昭和 50 年度から整備が本格化し、昭和 51 年度、昭和 58 年度に集中的に整備を行いました。

また、平成 2 年度以降の下水道整備に合わせ敷設替えを行い、それ以降平成 10 年度にかけて毎年 5km～10km の整備を実施してきました。

(4) 下水道施設

昭和 51 年度に幹線工事に着手して以来、昭和 59 年度には面整備が本格化し、平成 2 年度以降さらに処理区域を拡大すべく整備しています。

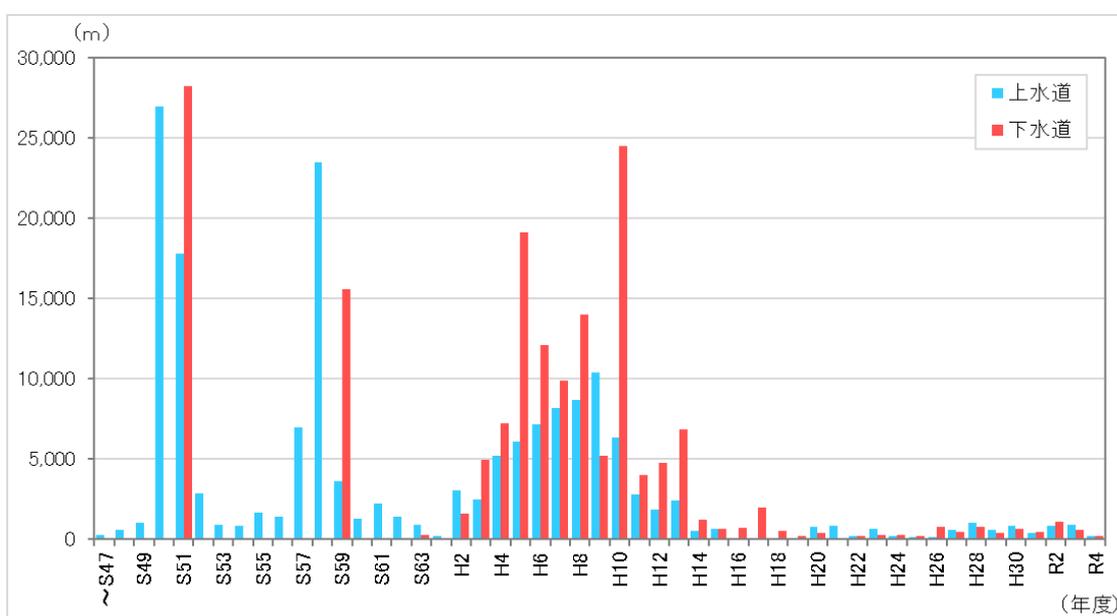


図 2.11 上下水道の築年別整備延長

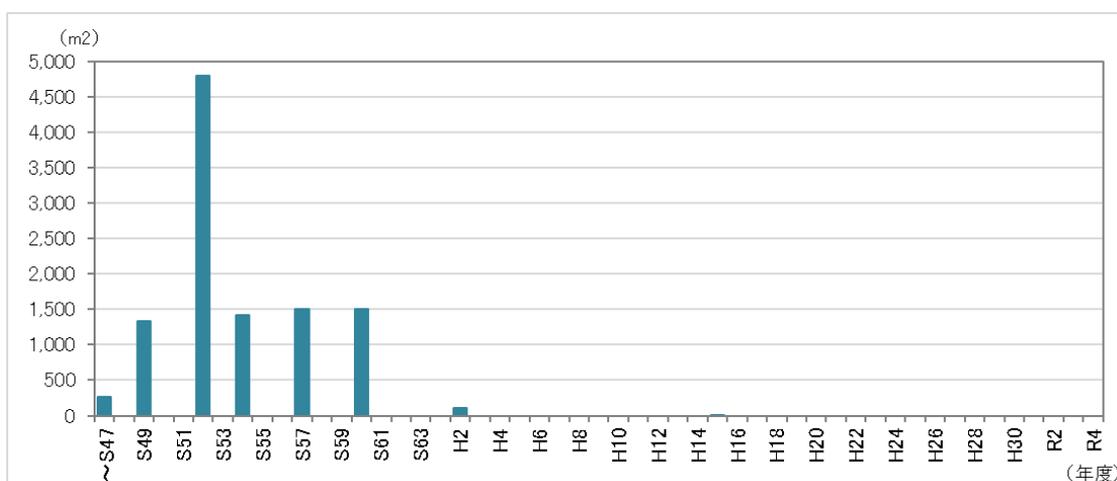


図 2.12 上水施設（建物）の築年別整備状況

3. 将来の更新及び改修コストの推計

本町が、公共施設等について現在のストック量を今後も維持する場合、30年後までにどの程度のコストが必要か試算しました。

試算は、総務省が公開している更新費用推計ソフトを用いて行いました。

3.1 公共建築物の更新費用推計

現在、本町が保有する施設を、耐用年数経過後に同じ規模(延床面積)で更新したと仮定した場合、今後30年間の更新費用の総額は、約356.5億円で、試算期間における平均費用は年間約11.9億円となります。

今後、これまでのような経済成長が期待できない中、老朽化する公共施設を更新・維持し続けることは、本町の財政上の大きな負担となります。

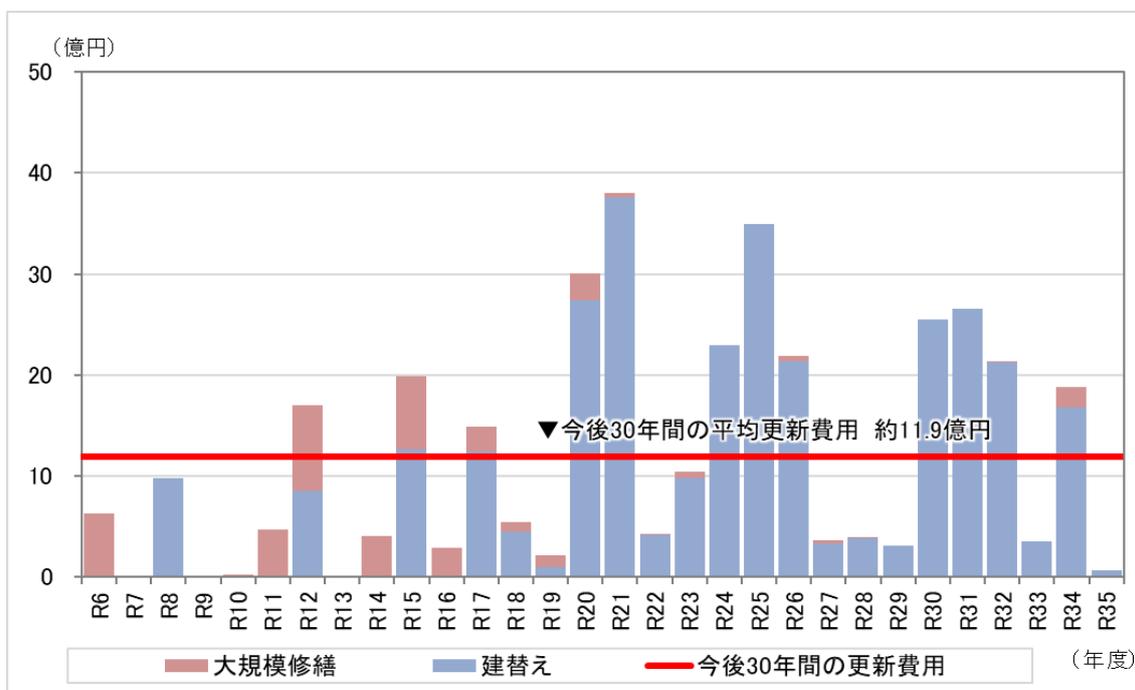
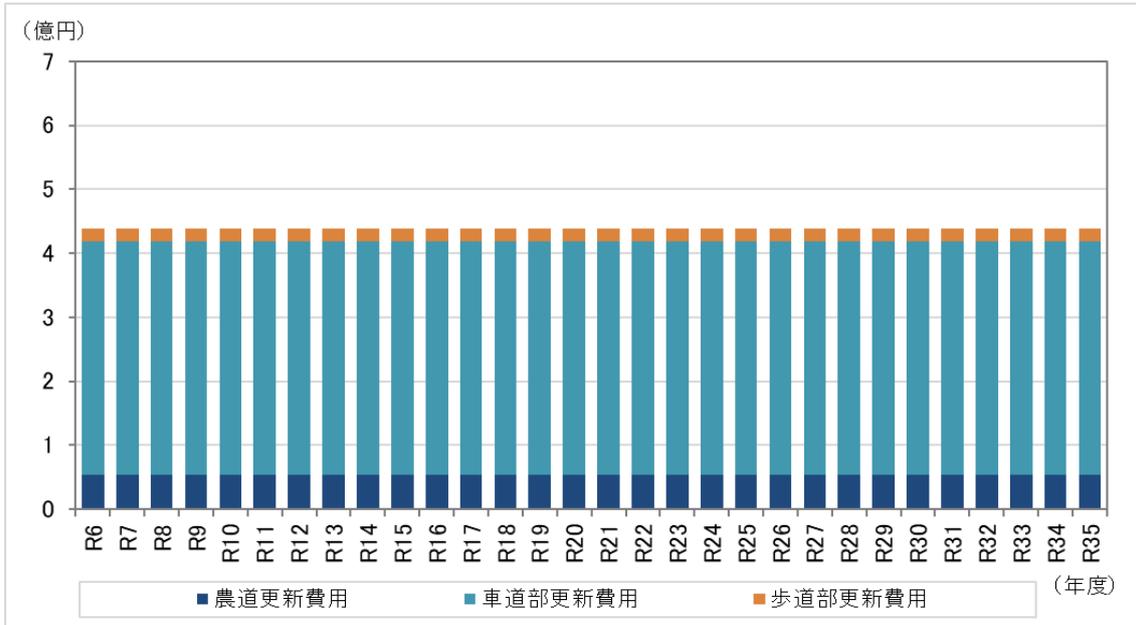


図 2. 1 3 公共建築物の更新費用推計

3.2 インフラ施設の更新費用推計

(1) 道路

道路の更新費用の推計結果では、今後30年の更新費用の総額は、約131.4億円となり、試算期間における平均費用は年間約4.4億円となります。



※全整備面積を更新期間15年で割り、その面積を1年間の舗装更新量と仮定して算出

図2.14 道路の更新費用推計

(2) 橋りょう

橋りょうの更新費用の推計結果では、今後30年の更新費用の総額は、約30.9億円となり、試算期間における平均費用は年間約1.0億円となります。

特に、令和14年度～令和22年度にかけて更新需要が集中しており、この期間においては年間平均約2.7億円の費用がかかる計算になります。

また、令和21年度が最も多く、約7.5億円の更新費用が必要です。

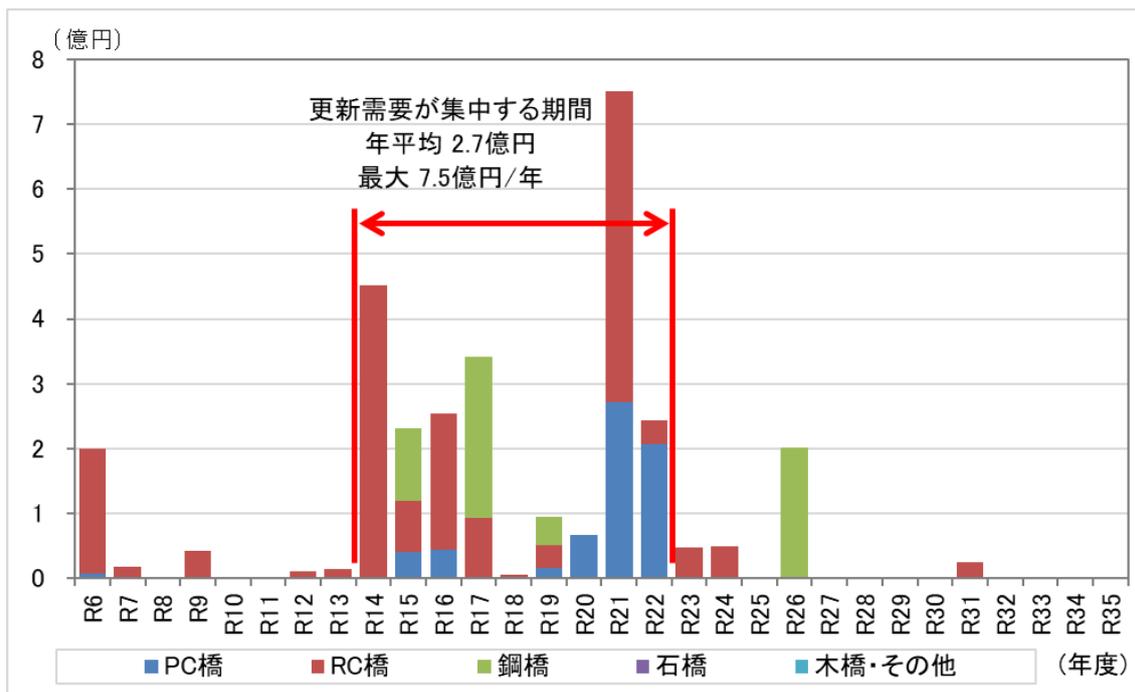
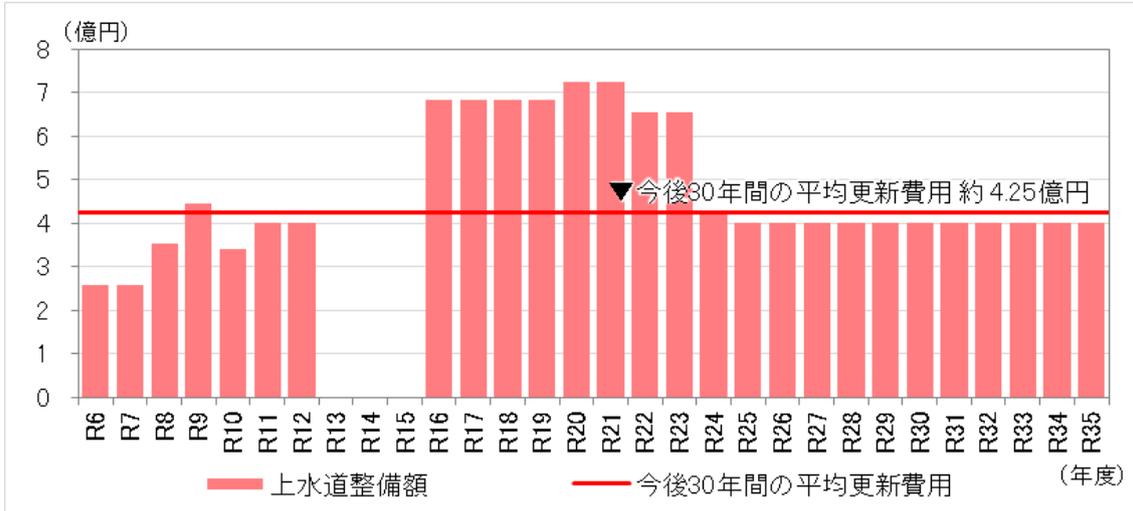


図2.15 橋りょうの更新費用推計

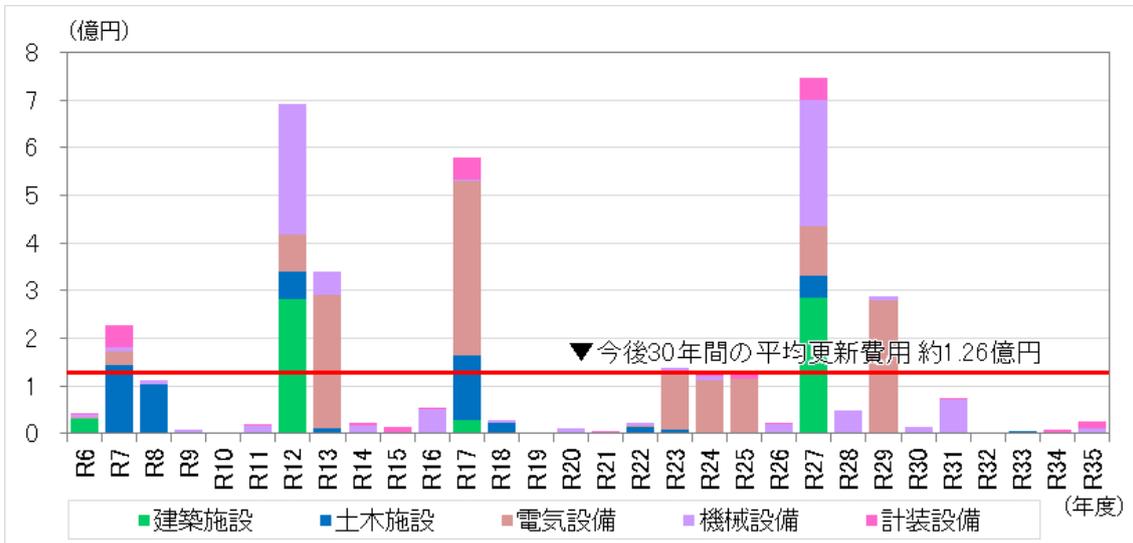
(3) 上水道施設

上水道施設（管路及び建物）の今後30年における更新費用の総額は約165.5億円（管路：約127.6億円、建物等：約37.9億円）で、年間平均約5.5億円かかる計算になります。



※令和5年度時点の事業計画を参考に作成

図 2.16 上水道施設（管路）の更新費用推計



※平成27年度に策定した「水道事業経営効率化に向けたアセットマネジメント及び経営計画」の法定耐用年数で更新した場合の費用を参考に作成

図 2.17 上水道施設（建物）の更新費用推計

(4) 下水道施設

下水道の今後30年における更新費用の総額は約137.3億円で、年間平均約4.6億円かかる計算になります。令和8年度、令和16年度、令和25年度、令和30年度付近では、更新時期が集中してしまうため、計画的な維持管理や整備が必要です。

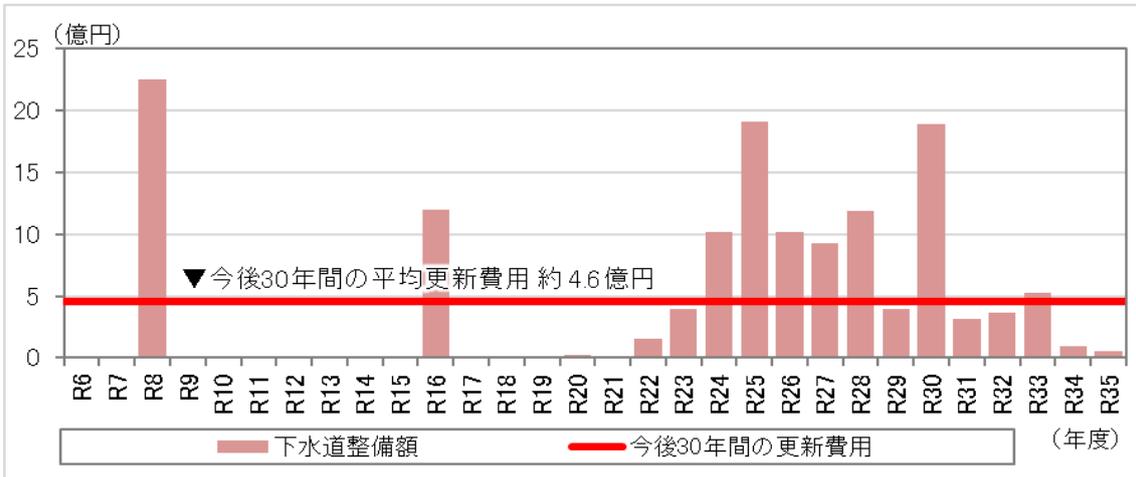
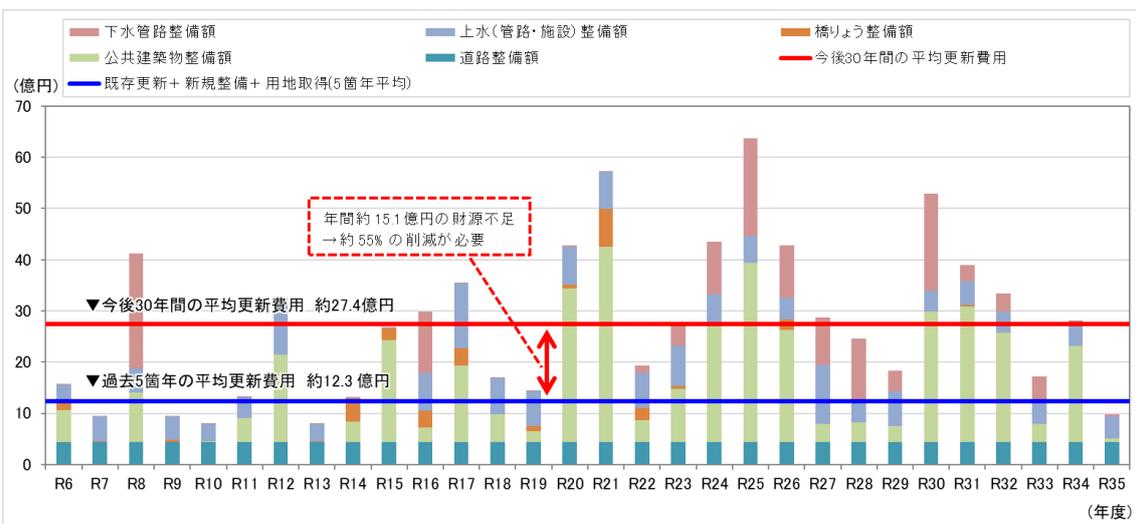


図 2. 1 8 下水道管路の更新費用推計

3. 3 公共建築物及びインフラ施設の更新費用推計

本町が保有する公共建築物及びインフラ施設に必要な今後30年間の更新費用の総額は約822.3億円で、以下のグラフに示す通り年平均額は約27.4億円と見込まれます。

一方、本町での過去5年間における整備費用（普通会計：投資的経費＋上下水：建設改良費）は、単年度当たり平均約12.3億円です。したがって、今回試算した将来コストに対して、年間で約15.1億円の不足が見込まれます。



※令和4年度末時点の公共建築物及びインフラ施設の保有量を維持した場合の更新費用推計

図 2. 1 9 公共建築物及びインフラ施設の更新費用推計

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1. 総合管理計画策定についての基本的な方針

1.1 公共施設等マネジメントの課題整理

(1) 対象施設に対する課題

1) 公共建築物に関する課題

①更新時期の集中

現状の築年数を整理すると、大規模改修が必要な30年以上経過している公共建築物が延床面積で約80.0%であり、20年後の令和24年には約99.4%に達します。計画的な維持修繕、更新が課題となります。

②適切な施設量と施設配置

第6次東員町総合計画、東員町都市計画マスタープランに示されている土地利用や、本計画で整理する人口推移などを勘案し、新設や廃止、現状の施設の改築や利用機能の代替など、適切な施設量と施設配置をしていくことが課題となります。

③安心・安全の確保

今後の利用を見据えた補強や修繕により、利用者の安心・安全を継続的に確保していくことが課題となります。

2) インフラ施設に関する課題

①道路、橋りょう

道路、橋りょうについては、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて整備が進められ、現状では、車道約232km、歩道約25km、農道約46km、橋りょう143橋と総量が多く更新時期も集中するために計画的な維持修繕、更新が課題となります。

②上下水道

上下水道は、近年も整備を進めており、新設を含めた維持修繕、更新を計画的に行っていくことが課題となります。

③公園

公園については、第6次東員町総合計画で定める市街地内での計画的な公園・緑地の整備を進めると共に、適切な維持管理を実施していくことが課題となります。

(2) 財政に対する課題

1) 公共建築物に関する課題

過去の一時期に集中して建設した施設が、一斉に老朽化し更新時期を迎えます。そのため、公共建築物の統廃合・機能の複合化・民間ノウハウの導入など、施設の長寿命化だけでなく、更新に合わせて施設の適正化を図ることで将来的な維持管理費用の軽減等を検討する必要があります。

2) インフラ施設に関する課題

インフラ施設は、建築物と異なり統廃合や複合化が極めて困難です。そのため、施設の積極的な長寿命化を進めて、維持管理費用や更新費用を可能な限り削減する必要があります。一方、道路法の改正に伴い道路施設の点検が義務化されたことなど、今後さらなる経費の増加が懸念されます。

3) 公共建築物とインフラ施設に関する課題

本町の総人口は、人口推計結果によると、今後、老年人口は増加し、生産年齢人口が減少していくことが推測されます。2040年(令和22年)には約3人に1人が老年人口です。そのため、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や老年人口の増加による社会保障費の増加が見込まれます。

本町が保有する公共建築物及びインフラ施設に必要な今後30年間の将来コストは、約822.3億円(単年度平均で約27.4億円)と見込まれます。

一方、本町での過去5年間における投資的経費は、単年度平均約12.3億円です。したがって、今回試算した将来コストに対して、年間で約15.1億円の不足が見込まれます。

1.2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 公共建築物及びインフラ施設の長寿命化による更新費用の削減について

公共建築物及びインフラ施設の今後 30 年間の更新費用の見込額（822.3 億円）と将来投資見込額（369.0 億円※）を比較すると 30 年間で約 453.3 億円（年間約 15.1 億円）の財源が不足する計算となります。

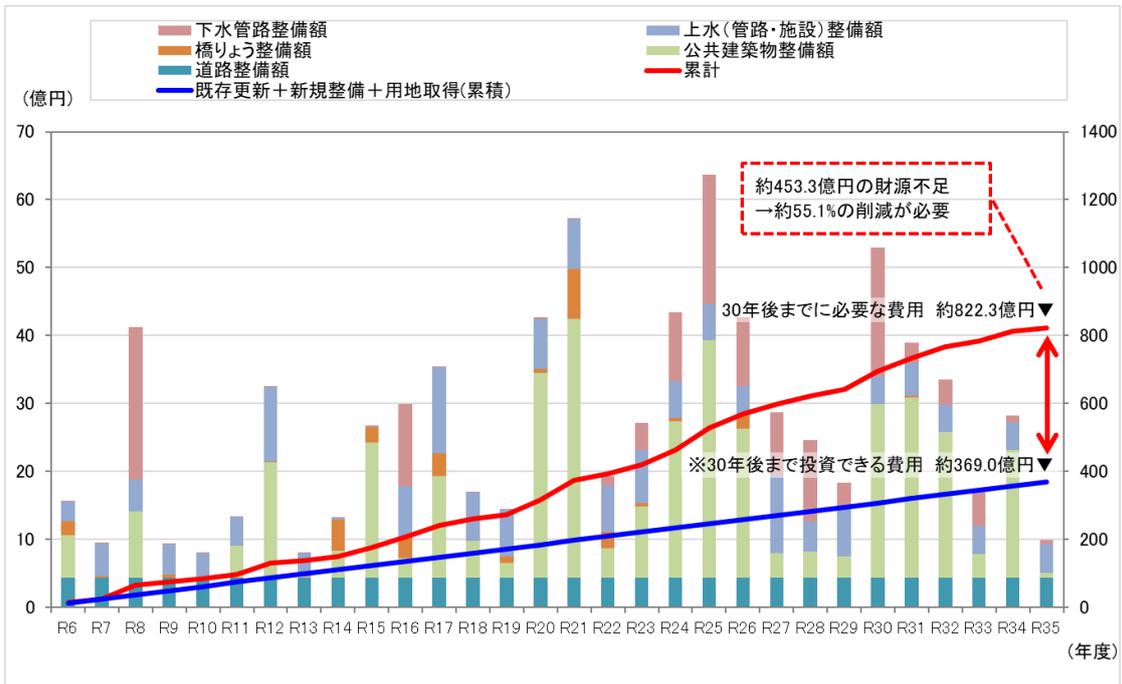
本計画における将来推計では、庁舎や集会所等の公共施設について、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書／（財）自治総合センター／平成 23 年 3 月」に基づき、建設から 30 年で大規模改修を実施し、60 年で更新するものとして、必要経費を算出しています。

また、同様の報告書に基づき、道路の更新については国土交通白書の舗装耐用年数 10 年、一般的な供用耐用年数 12～20 年より、15 年に一度全面的に舗装の打換えを実施することとして必要経費を算出しています。

仮に、これらの公共施設や道路について、計画的な維持管理による長寿命化を図った結果、公共建築物は建設から 35 年で大規模改修、70 年で更新、道路は 30 年で更新することができた場合、今後 30 年間に必要な経費は約 733.5 億円となり、約 88.8 億円経費を削減できる可能性があります。

$$\begin{aligned} \text{※}369.0 \text{ 億円} &= \frac{12.3 \text{ 億円}}{\text{年}} \times 30 \text{ 年} \\ &\text{(直近 5 か年の平均投資額)} \end{aligned}$$

▼公共建築物の耐用年数 60 年、道路舗装の打替え 15 年

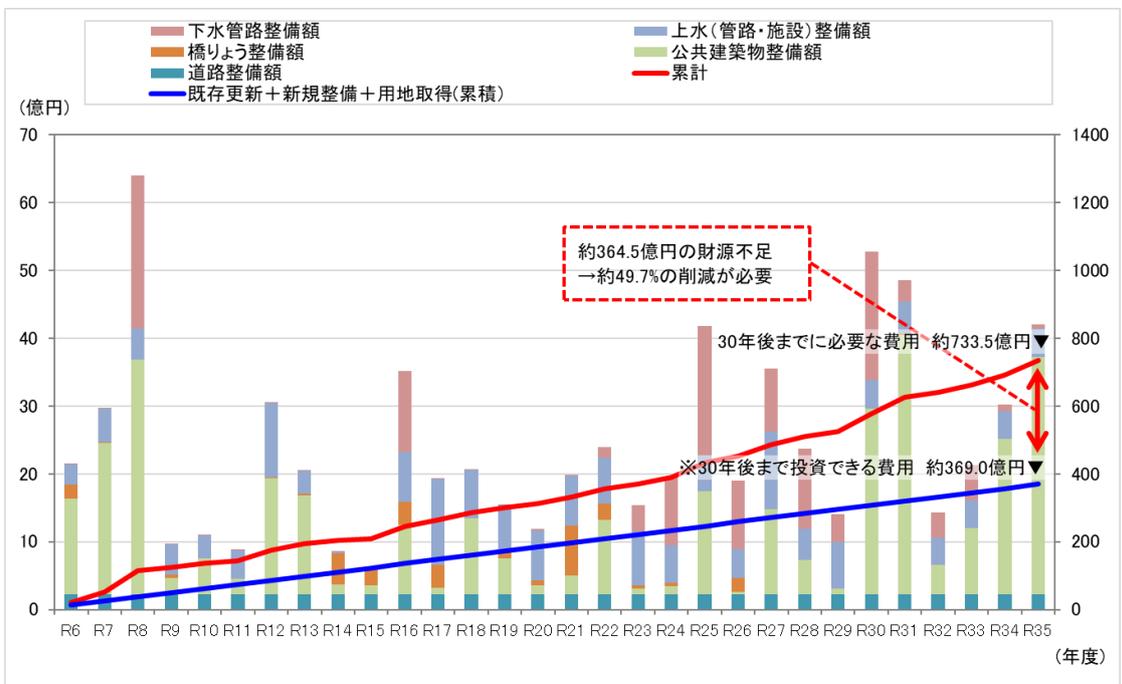


※令和4年度末時点の公共建築物及びインフラ施設の保有量を維持した場合の更新費用推計



長寿命化による効果
約 88.8 億円削減

▼公共建築物の耐用年数 70 年、道路舗装の打替え 30 年



※公共建築物及び道路の長寿命化を図る場合の更新費用推計（令和6年度から令和20年度は、公共建築物の個別施設計画を反映）

図 3.1 公共施設等の長寿命化による効果

1.3 総合管理計画策定についての基本的な方針

過去の一時期に集中して建設した施設が一斉に老朽化を迎え、大規模改修・更新需要が集中するために、試算の結果、現状の財政状況では年間約 15.1 億円以上が不足することが分かりました。特に、今後、少子高齢化による社会保障費の増大などを考慮すると、義務的経費は現状よりも増加することが予想され、公共施設等の維持管理を行うための予算不足が懸念されます。

そのため、施設の長寿命化だけではなく、町民ニーズに対応するとともに、経費を削減するため、適切な整備方法の検討や管理水準・サービス水準の設定を実施する必要がありますと考えられます。

このため、本町では、今後の公共施設等マネジメントにおける基本方針を、下図に示すように設定します。この方針に基づいて適切なマネジメントを推進することにより、施設の長寿命化による歳出の削減や、収益確保による歳入の拡大を行い、現状に見合った公共建築物及びインフラ施設の管理・運営を進めていきます。

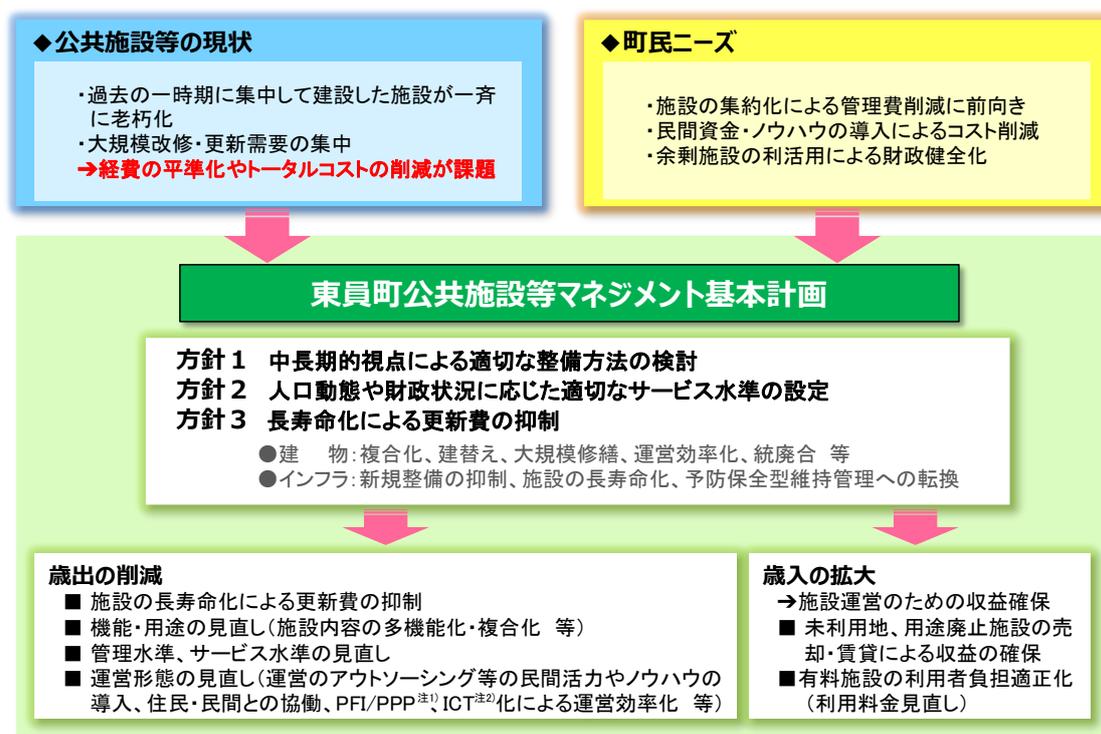


図3.2 総合管理計画策定についての基本的な方針

注1) PFI : Private Finance Initiative とは、民間の資金と経営能力・技術力等を活用し、公共施設等の設計から建設、管理運営までを行う PPP の代表的な手法の一つです。

PPP : Public Private Partnership とは、官(Public)と民(Private)が役割を分担し、公共施設整備、公共サービスの提供、公有資産を活用した公共性の高い事業を実施していく様々な手法の総称です。PPP の主な実施手法として、PFI や指定管理者制度、包括的民間委託などがあります。

注2) ICT : Information and Communication Technology <情報通信技術>とは、情報や通信に関連する科学技術の総称です。

2. 実施方針

これまでに整理した公共建築物及びインフラ施設の課題や将来を取り巻く様々な課題を踏まえ、施設のサービスを持続的に提供していくためには、公共建築物及びインフラ施設を良好な状態で保持し、将来の世代に引き継いでいくことが重要です。

そのため、各施設において、建設から廃止までのLCC(ライフサイクルコスト)^{注1)}全体を視野に入れ、点検・診断等により劣化状況や危険箇所等の現状把握を行い、それらをもとに中長期的な修繕計画を策定した上で、維持管理・更新等を計画的に行うなど、基本方針を着実に推進するための各方針を以下のとおり設定します。

2.1 点検・診断等の実施方針

方針3に示した「長寿命化による更新費の抑制」を実現するためには、施設等の点検・診断等による適切な現状把握が必要になります。

公共施設は、数多くの部品、部材や設備機器などさまざまな素材が組み合わされて構成され、それらはそれぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備は使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させます。そのため、施設の劣化及び機能低下を防ぎ、施設等が安心、安全かつ快適に利用できるよう、定期的な点検・診断等を実施します。

また、点検・診断等は、東員町が直接実施する場合と、民間事業者等との委託契約により実施する場合がありますが、委託契約により実施する場合、点検・診断等が契約どおりに実施されているか確実に報告を受け、施設の状況を的確に確認・把握します。

さらに、日々の管理業務の品質の安定と効率化を図るため、点検・診断の方法や整理の仕方が定まっていない施設等については、そのための手段やマニュアル等のツールの整備を検討します。

注1) LCC(ライフサイクルコスト)：建築物や構造物に関する生涯費用とも呼ばれ、企画設計、建設、管理運営、解体処分までの全期間に要する費用を意味します。

2.2 維持管理・補修・大規模改修・更新等の実施方針

方針3に示した「長寿命化による更新費の抑制」を実現するために、建築物の構造躯体が傷みやすく、施設の物理的耐用年数を縮め、また故障や不具合の影響により修繕の規模が拡大する恐れのある「事後保全型管理」から脱却して、計画的に修繕、小規模・大規模改修、更新等を実施し、不具合の発生を未然に防ぐ「予防保全型管理」への転換を図ります。

修繕・小規模改修については、日常管理、定期管理において発生する不具合に対する対応を引き続き実施します。特に、公共建築物は、各施設で異なる事業者にて委託していますが、スケールメリットを活かすため、委託範囲の最適化を検討します。

また、各計画に基づく補修や大規模改修における工法については、長寿命化に資する工法、新技術等による効率的・効果的な工法を選定します。

2.3 安全確保の実施方針

日常管理や定期点検等の適切な実施により施設の劣化・故障等を早期に発見します。危険性が高いと判定された施設については、老朽化や施設の利用状況等を勘案して、立入禁止や利用休止など必要な安全措置を講じた上で、必要な対策等を実施して安全確保を図ります。特に、多数の人が利用する施設は、利用者の安全確保を図るために、緊急的・優先的に対策を講じます。

2.4 耐震化の実施方針

東員町耐震改修促進計画において、東員町が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化は完了しています。今後は、防災上重要な公共施設について、高レベルの地震動でも人命等に重大な影響を生じさせることのない耐震性を確保するなど、災害時の拠点施設としての機能確保・充実化に向けた取組を推進していきます。

2.5 長寿命化の推進方針

方針3に示した「長寿命化による更新費の抑制」を実現するために、点検・診断等を踏まえ、老朽化の状況や利用状況等により今後も継続的に提供していくと判断される施設については、期待される耐用年数までの使用を可能とするための効果的かつ計画的な保全措置を講じることによって、LCCの縮減も視野に入れた長寿命化を推進します。

2.6 ユニバーサルデザインの推進方針

公共施設の長寿命化の推進とあわせて、本格的な高齢社会の到来に備えて、誰もが安全に安心して活動し、社会参加できる生活空間の形成がますます重要となってきています。

本町においても、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインを推進します。

2.7 脱炭素の推進方針

公共施設等の整備や改修等においては、東員町ゼロカーボンシティ宣言の趣旨を捉えつつ「東員町木材利用方針」に基づく木材の利用促進、再生可能エネルギーの導入及び消費エネルギーの省力化を図り、ゼロカーボンシティ実現に向けた取組を推進します。

2.8 統廃合等の推進方針

財政負担の低減を着実に進めていくためには、方針1に示すような、中長期的な視点による施設等の最適化についても検討していく必要があります。

しかし、土木インフラ施設の統廃合は困難であり、公共建築物についても、本町の場合、他の自治体のように複数の市町村が合併してできた町ではないため、重複する施設がなく、統廃合は難しい状況です。

なお、公共建築物の更新時には、近隣施設・類似施設の有無や防災対策、人口動態などを総合的に勘案した上で、施設の集約化・複合化・統合・転用なども視野に入れて、効率的・効果的な施設の再編を推進します。

2.9 PPP/PFI活用の方針

今後、公共施設等の更新、運営を持続的に行うためには、行政による対応だけでは難しい状況であることを踏まえ、公共施設等の一部又は全ての運営を民間に委託し、より効率的な維持管理を実現します。また、民間機能を併設することで相乗効果が見込まれる施設は民間活力を導入した施設の複合化を推進するなど、公民連携の手法を取り入れることが有効と考えられます。そのため、PFI法によるPFIやコンセッション方式^{注1)}、あるいは指定管理者制度^{注2)}、包括的民間委託等の導入について検討し、民間ノウハウ、資金の最大限な活用を検討します。これにより、方針2に示すように、中長期的に変化する本町の人口動態や財政状況、町民ニーズ等に応じて、その都度、適切な公共サービスの提供に努めていきます。

2.10 余剰資産の利活用方針

財政負担の低減を着実に進めていくためには、方針1に示すような、中長期的な視点による施設等の最適化についても検討していく必要があります。余剰資産の利活用による歳入の拡大を考慮する必要があります。

施設総量を抑制してできた土地や建物の余剰資産や町が保有している遊休資産は、積極的な民間への貸し付けや売却など、公有資産の利活用について検討します。

2.11 地方公会計（固定資産台帳等）の活用方針

点検・診断や補修・大規模改修・更新等の履歴など公共施設マネジメントに関する情報を固定資産台帳に追加することで、公共施設マネジメントに関する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことを目指します。

注1) コンセッション方式：施設の所有権を移転せず、民間事業者インフラの事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式です。平成23年5月の改正PFI法では「公共施設等運営権」として規定されました。

注2) 指定管理者制度：従来、地方公共団体の出資法人などに限定してきた公の施設の管理運営について、株式会社やNPO法人といった民間事業者も参入できる制度のことです。

2.1.2 広域的な連携の取り組み方針

今後、公共施設等の適切な管理を進めていくためには、方針1に示すような、中長期的な視点に立った上で、本町の力だけではなく近隣の自治体と連携して、維持管理も含めた施設を整備することを考えていかなければなりません。

効率的・効果的な施設サービス提供のため、町外の住民も利用可能な施設について、国や県、隣接市町と共同保有、相互利用などの広域連携を検討します。

また、行政サービスの向上、経費の削減などについて、引き続き実施するとともに、その他の施設に関する新たな広域的な連携については、国や近隣自治体の動向など情報収集に努めます。

2.1.3 各種計画との連携について

公共施設等の管理のあり方を検討するにあたり、公共施設マネジメントの視点のみではなく、将来的なまちづくりの視点も含めた広い視野を持って取り組む必要があります。

東員町のすべての分野における行政財政運営の最上位計画である「東員町総合計画」、将来のまちづくりの基本的な考え方を定めた「東員町都市計画マスタープラン」や災害から町民を守るための防災対策を定めた「東員町地域防災計画」など、各種計画との整合性を図り、本計画を推進していきます。

2.1.4 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメントの推進にあたっては、各部署の所管にとらわれず、全庁的な連携体制の構築を図ります。また、本計画の趣旨を職員が理解し、コスト意識を持って公共施設等の維持管理に取り組むために、職員の公共施設等のマネジメントに関する意識醸成を図り、民間事業者等との連携を深めながら、総合的かつ計画的な管理の実効性を高め、本計画の推進を図ります。

3. 全庁的な取組体制の構築及びフォローアップの実施

本町が保有するインフラ施設等も含めた公共施設等の維持管理を、合理的かつ効率的に進めていくためには、施設個別の維持管理計画の適切さだけでなく、予算編成や優先順位など町全体で調整し、最適化を図る必要があります。

そのため、公共施設等総合管理計画を踏まえた施設個別の維持管理計画について、庁内検討委員会において、進行管理や内容確認等を行い、財政部局と調整した上で中長期的な視点により総合的かつ計画的な公共施設のマネジメントを推進していきます。

また、人口構成や社会情勢の変化により、公共施設等に対するニーズも変化していくことが見込まれることから、適宜、公共施設等の管理に関する取組みの見直しを図り、充実化させていくこととします。

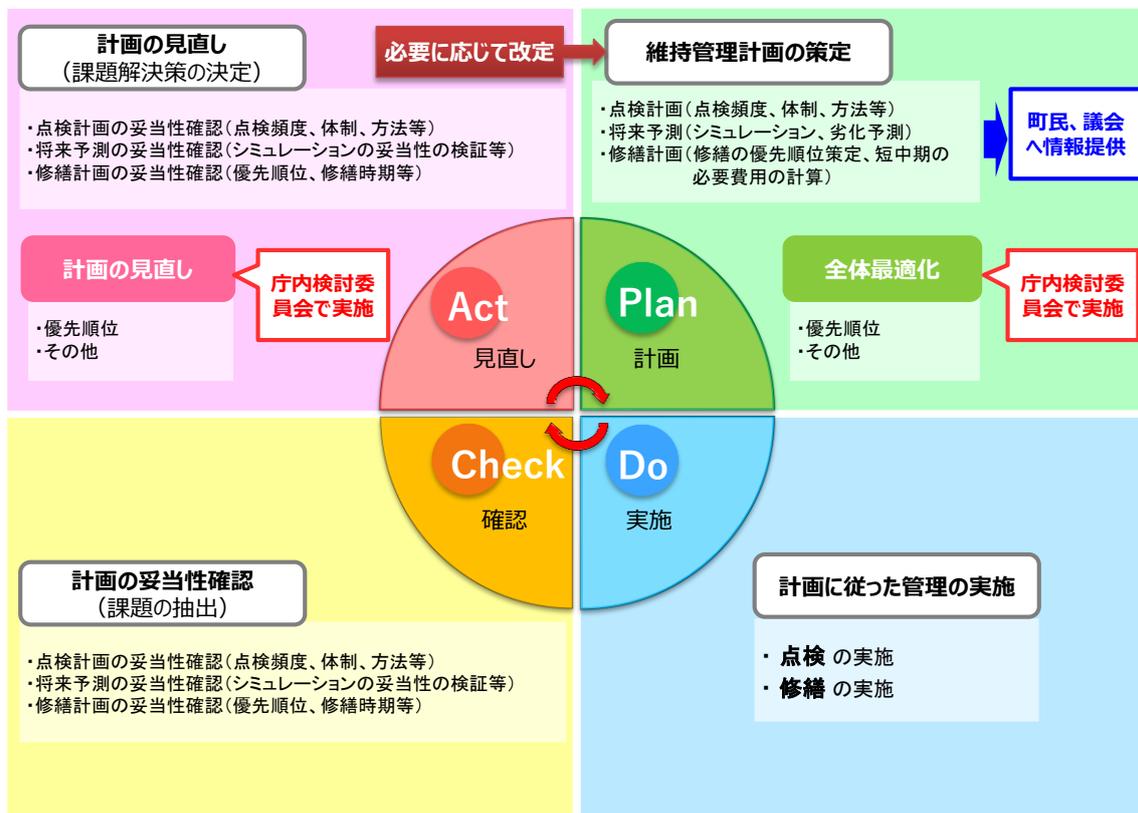


図 3. 3 PDCA サイクルにおける全庁横断的なフォローアップ体制のイメージ

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共建築物の管理に関する基本的な方針

本計画において対象とする公共建築物の令和5年4月1日現在における施設名、延床面積、施設数及び管理に関する基本的な方針を以下に示します。

なお、以下で後述する一部施設については、建物が存在しないものも含まれています。それらについては、延床面積には計上されていません。

1.1 行政系施設

施設類型（小分類）	延床面積	対象施設	施設数
庁舎	5,848 m ²	庁舎	1
		笹尾連絡所	1
消防施設	638 m ²	第1分団	1
		第1分団（城山班）	1
		第2分団	1
		第3分団	1
		第4分団	1
防災施設	131 m ²	東員町防災倉庫	1
基本方針		<ul style="list-style-type: none"> • 庁舎は、建築から30年以上経過していることから計画的に点検修繕、維持管理を進めます。また、他の複数の施設と近接しているため、今後も多くの利用者が見込まれます。そのため、利便性の向上や効果的・効率的な維持管理に向けて機能の適正化等を行います。 • 各所にある消防施設は、利用状況や人口増減を鑑み、再配置等の検討や長寿命化を行います。 • 東員町防災倉庫は、計画的に維持管理を実施します。 	

1.2 町民文化系施設

区分	延床面積	対象施設	施設数
交流施設	954 m ²	城山集会所	1
		笹尾・城山地域集会所	11
文化施設	6,375 m ²	東員町総合文化センター (文化会館、中央公民館、図書館) ・附属棟 (旧プラムチャンネル局舎) ・陶芸教室 ・陶芸窯棟	1
		笹尾コミュニティーセンター	1
基本方針		<ul style="list-style-type: none"> 城山集会所は、施設の老朽度、地域性、必要性等を踏まえ、周辺の施設との集約化・多機能化、用途転用等を検討していきます。 また、自治会の管理する集会所について、自治会と協力し、効果的・効率的な維持管理を行います。 東員町総合文化センターは、周辺に集約している町役場や武道館、保健福祉センター、ふれあいセンター等との施設間の連携や町民ニーズを踏まえた整備や維持管理を行います。 	

1.3 子育て支援施設

区分	延床面積	対象施設	施設数
保育園	4,256 m ²	東員町立東員保育園	1
		東員町立いなべ保育園	1
		東員町立みなみ保育園	1
		東員町立笹尾第一保育園	1
		東員町立笹尾第二保育園	1
		東員町立しろやま保育園	1
子育て支援施設(※)	593 m ²	キッズ東員1	1
		キッズ東員2	1
		稲部学童クラブ	1
		三和学童保育所	1
		学童クラブバンブーキッズ西	1
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 本町においては、少子化が進むとともに、核家族化や共働き家庭の増加など、子育て支援を必要とする家庭が増加傾向にあります。そのため、各施設の需要を把握し、再配置や子育て支援施設以外との複合化等の推進により維持管理費を削減するとともに、更なる保育環境の充実に努めます。 笹尾第一保育園は、老朽化していることから、優先的に点検修繕、維持管理を進めます。 		

※子育て支援施設について、城山小学校と一体管理されている城山地区留守家庭児童会（ちきゅうクラブ）については、本計画には含まれていません。

1.4 学校教育系施設

区分	延床面積	対象施設	施設数
幼稚園	3,700 m ²	東員町立神田幼稚園	1
		東員町立稲部幼稚園	1
		東員町立三和幼稚園	1
		東員町立笹尾西幼稚園	1
		東員町立笹尾東幼稚園	1
		東員町立城山幼稚園	1
小学校	29,083 m ²	東員町立神田小学校	1
		東員町立稲部小学校	1
		東員町立三和小学校	1
		東員町立笹尾西小学校	1
		東員町立笹尾東小学校	1
		東員町立城山小学校	1
中学校	17,130 m ²	東員町立東員第一中学校	1
		東員町立東員第二中学校	1
給食センター	1,151 m ²	東員町学校給食センター	1
基本方針		<ul style="list-style-type: none"> 数多くの学校施設の中で、老朽化による人的被害のおそれがあるもの、事故の発生のおそれがあるもの、災害時の対応に支障をきたすものについては優先的に維持保全等について対応し、生徒の安心・安全の確保に努めます。 笹尾西幼稚園は、老朽化していることから、優先的に点検修繕、維持管理を進めます。 小学校、中学校については、老朽化が進んでいることや、生徒数の減少を考慮して、建て替えや統廃合の対象とし、最適な配置も視野に入れて検討します。 	

1.5 社会教育系施設

区分	延床面積	対象施設	施設数
記念館・資料館	180 m ²	郷土資料館	1
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 郷土資料館は、老朽化が著しいことから取り壊し、余裕教室を利活用して、城山小学校に移転しました。 		

1.6 スポーツ・レクリエーション系施設

区分	延床面積	対象施設	施設数
体育施設	8,415 m ²	東員町スポーツ公園陸上競技場 ・陸上競技場 ・多目的グラウンド	1
		東員町総合体育館	1
		東員町武道館	1
		東員町中央球場	1
		東員町中央テニスコート	1
		城山球場	1
		城山テニスコート	1
		長深グラウンド	1
公園施設	217 m ²	中部公園	1
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> • 体育施設については、安全性や利便性を考慮し、統廃合も視野に入れ、計画的な修繕及び改修により施設の維持管理に努めます。 • 東員町スポーツ公園陸上競技場は、町民ニーズに対応した施設への機能転換等を視野に入れて、最適な整備や維持管理を行います。 		

※東員町中央テニスコートと長深グラウンドについては、施設数に計上していますが、建物が存在しないため、延床面積には計上されていません。

1.7 公営住宅施設

区分	延床面積	対象施設	施設数
町営住宅	2,686 m ²	東員町長深町営住宅	1
		東員町大木町営住宅	1
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> • 長深町営住宅は、築24年であり、過度な劣化等は見つかっていないため、計画的な維持管理を進めます。 • 大木町営住宅は、建築から30年以上経過していることから計画的に点検修繕、維持管理を進めます。 		

1.8 その他施設

区分	延床面積	対象施設	施設数
保健福祉施設	4,214 m ²	東員町保健福祉センター	1
		東員町ふれあいセンター	1
産業振興施設	653 m ²	東員共同福祉施設	1
その他施設	2,099 m ²	東員町斎苑	1
		東員町資源ごみストックヤード	1
		地域ストックヤード	10
		旧笹尾交番	1
		旧みどり文庫	1
		飲食物販施設	1
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉施設は、町役場等の公共施設の密集地にあることから、周辺施設も踏まえて町民ニーズ等に対応した機能移転、統廃合等を視野にいれつつ、建物自体の点検修繕、維持管理を行います。 共同福祉施設と商工会館は、併設施設であり、両施設を一体的に管理し総合的な運営を図りながら維持管理に努めます。 東員町斎苑は、平成28年度に策定した中長期整備計画に基づき、計画的に維持管理を行います。 地域ストックヤードは、自治会と協力して効率的に維持管理を行います。 その他の施設については、基本的には長寿命化を図るとともに計画的な維持管理に努めます。 		

2. インフラ施設の管理に関する基本的な方針

本計画において対象とするインフラ施設の令和5年4月1日現在における延長、面積等の保有量と管理に関する基本的な方針を以下より示します。

2.1 道路（舗装）

区分	路線数	面積
車道	716 路線	928,167 m ²
農道	199 路線	171,399 m ²
歩道	-	88,616 m ²
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 施設や材料の特性などに応じて、常に最適な維持管理手法を選択することにより、道路構造物の維持管理コストの縮減、平準化を図りながら、道路の安全性・信頼性の確保に努めます。 今後整備が必要となる道路については、財政状況や将来投資見込額との整合性を図りながら、道路整備による効果が高い路線を優先的に整備することを基本とします。 適切なサービス水準の設定を検討し、効率的な管理に努めます。 	

2.2 橋りょう

区分	橋りょう	橋りょう数	143 橋	橋面積	8,097.1 m ²
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 日常的なパトロールの継続、5年に1回の定期点検による橋の状態把握、予防保全型の維持管理によるコスト縮減、並びに橋の長寿命化、PDCA サイクルによる計画の適宜見直しを進めていきます。 				

2.3 上水道

区分	上水道	管路延長	169.0 km
	上水処理施設等（全9施設）	面積	10,957 m ²
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度に策定した「水道事業経営効率化に向けたアセットマネジメント及び経営計画」に基づいて効率的な管理・運営と経営健全化に取り組みます。 運営管理の強化施策としては、水質検査や施設の保守点検委託等、個別委託を行っており、今後も現状の水道事業が抱える課題を踏まえ、事業経営方針を明確にした上で最適な官民連携形態にて推進するものとし、当面の施策として、必要な業務の個別業務委託をより一層進めます。 今後も、安心して安全な水道の供給を確保しつつ、長期的な視野に立って、計画的な各種機械電気設備の更新などの施設の効率的な運用と適切な維持管理を、引き続き進めていきます。 		

2.4 下水道

区分	下水道	管路延長	170.9 km
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に転換し、管路やマンホール、ポンプ施設などの長寿命化を進めます。 管路や処理施設などの維持管理、更新時期などを定めた長寿命化計画を策定し、維持管理コストの平準化を図ります。 		

2.5 公園

区分	公園	箇所数	34箇所
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度～令和15年度にかけて、町内34公園の予備調査を実施し、予防保全型管理を行う候補に分類した公園について、ライフサイクルコストの比較を行い、今後の維持管理の方針・年次計画等を定め対策を行います。 		

【参考資料】

(1) 過去に行った対策の実施

本町において、公共施設等総合管理計画の策定後、公共施設等マネジメントにおける基本方針に基づき実施した対策の概要を下表に示します。

表 過去に行った対策

施設名称	対策の種別	対策年度	対策内容
庁舎	長寿命化対策	平成29年度 平成31年度	空調設備工事
西庁舎	長寿命化対策	令和4年度	照明取替え工事 (LED化)
城山集会所	長寿命化対策	平成30年度 令和2年度	便器取替え 雨漏り修繕
笹尾コミュニティーセンター	長寿命化対策	令和2年度 令和3年度 令和4年度	屋上防水工事 空調改修・LED化工事 受変電設備改修工事
東員町立東員保育園	長寿命化対策 大規模修繕	令和元年度 令和4年度	空調工事 園舎屋根・外壁改修工事
東員町立いなべ保育園	長寿命化対策	平成30年度	空調工事
東員町立笹尾第一保育園	長寿命化対策	令和4年度	空調工事
東員町立笹尾第二保育園	長寿命化対策	令和4年度	空調工事
東員町立神田幼稚園	長寿命化対策	令和元年度	空調工事
東員町立笹尾東幼稚園	長寿命化対策	令和4年度	空調工事
東員町立城山幼稚園	長寿命化対策	平成30年度	LED改修工事
東員町立神田小学校	長寿命化対策 大規模修繕	令和3年度 令和4年度	LED改修工事 校舎北東屋根防水改修工事
東員町立稲部小学校	長寿命化対策 大規模修繕	平成30年度 令和3年度	トイレ改修工事 特別支援教室設置工事
東員町立三和小学校	長寿命化対策 大規模修繕	平成30年度 令和4年度 平成29年度 令和4年度	トイレ改修工事 空調設備設置工事 校舎防水工事 屋内運動場防水工事
東員町立笹尾西小学校	長寿命化対策 大規模修繕	令和3年度 平成28年度 平成29年度 令和3年度	LED改修工事 グラウンド改修工事 屋内運動場屋根防水工事
東員町立笹尾東小学校	長寿命化対策	平成28年度 平成30年度 令和3年度 令和4年度	トイレ改修工事 キュービクル改修工事 空調設備設置工事
東員町立城山小学校	長寿命化対策 大規模修繕	平成30年度 令和3年度 令和元年度	トイレ改修工事 キュービクル改修工事 通級指導教室改修工事
東員町立東員第一中学校	長寿命化対策 大規模修繕	令和元年度 平成30年度 令和元年度	ランチルーム空調工事、屋内運動場トイレ改修工事 校舎外壁改修工事 ランチルーム屋根防改修工事
東員町立東員第二中学校	長寿命化対策	平成28年度 平成29年度 令和3年度	階段昇降機設置工事 トイレ改修工事 LED改修工事
東員町学校給食センター	長寿命化対策	平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度	ごみ減容堆肥化装置取替工事・真空冷却機取替工事 厨芥処理機取替工事 和え釜取替工事 炊飯設備等更新工事 コンテナ洗浄機更新工事 洗浄室及び配送室空調設備等改修工事
東員町民プール	解体・撤去	令和3年度	解体・撤去
東員共同福祉施設	長寿命化対策	令和元年度 令和2年度 令和4年度	屋根及び外壁改修 受変電設備改修、便所・給湯室等改修、照明器具のLED化 空調設備・換気設備改修、照明器具のLED化、各部屋改修
上水道管理事務所、水源地、配水池	大規模修繕	平成28年度 ～令和4年度	上水道管理事務所及び水源地、配水池の電気・機械設備更新

(2) 公共施設の保有量及び有形固定資産減価償却率の推移

本町の公共施設の保有量及び有形固定資産減価償却率^{注1)}の推移を下表に示します。

表 施設保有量及び有形固定資産減価償却率

年度	施設保有量	有形固定資産減価償却率
平成30年度	91,048 m ²	66.60%
令和元年度	91,136 m ²	67.92%
令和2年度	91,136 m ²	68.96%
令和3年度	90,680 m ²	70.42%

注1) 有形固定資産減価償却率：償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を示すものです。
地方公共団体における資産の老朽化の状況を説明する一つの指標です。